| | | | |
|---|---|---|---|
| ＴＫ8769936 | 2013/ 3/ 1 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＫ8837330 | 2013/ 3/ 7 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＫ9158638 | 2013/ 5/23 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＫ9665966 | 2013/ 8/ 9 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＫ9829081 | 2013/ 9/10 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＬ0095161 | 2013/11/22 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＬ0306691 | 2014/ 1/28 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ1054352 | 2013/11/27 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ1517043 | 2014/ 5/12 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ1945811 | 2014/ 5/22 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ1976767 | 2014/ 6/11 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ2612037 | 2014/10/14 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ2664911 | 2014/ 9/30 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ2808705 | 2014/12/ 9 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ3183708 | 2015/ 6/ 3 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ4100695 | 2015/ 6/22 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ4285421 | 2015/ 6/23 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＲ4380728 | 2015/ 7/17 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＺ0543213 | 2008/ 2/ 6 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＺ0543214 | 2008/ 2/ 6 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＺ0796803 | 2012/ 3/12 | 2015/ 8/31 | |
| ＴＺ1004072 | 2014/ 4/ 1 | 2015/ 8/31 | |

**○環境省告示第百十六号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、吉野熊野国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年九月二十四日　　環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

和歌山県田辺市秋津川、稲成町、上秋津、新庄町、天神崎及び目良の各一部

和歌山県日高郡みなべ町気佐藤、北道、芝、埴田、東岩代、南道及び山内の各一部

和歌山県西牟婁郡白浜町大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置の各一部

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住、江住江須之川、口和深、里野、周参見小泊、周参見下地、見老津及び和深川の各一部

和歌山県東牟婁郡串本町安指、江田、田子、田並及び和深の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

二　削除する区域

和歌山県新宮市佐野の一部

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋及び大字二河の各一部

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地の一部

和歌山県東牟婁郡串本町出雲、串本及び潮岬の各一部

和歌山県新宮市の地先海面の一部

三　区域を表示した図面（省略）

**○環境省告示第百十七号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、吉野熊野国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年九月二十四日　　環境大臣　望月　義夫

一　特別地域に次の区域を追加する。

和歌山県田辺市秋津川、稲成町、上秋津、新庄町、天神崎及び目良の各一部

和歌山県日高郡みなべ町気佐藤、北道、芝、埴田、東岩代、南道及び山内の各一部

和歌山県西牟婁郡白浜町大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置の各一部

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住、江住江須之川、口和深、里野、周参見小泊、周参見下地、見老津及び和深川の各一部

和歌山県東牟婁郡串本町安指、江田、田子、田並及び和深の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

和歌山県新宮市佐野の一部

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地の一部

和歌山県東牟婁郡串本町出雲、串本及び潮岬の各一部

三　特別保護地区に次の区域を追加する。

和歌山県西牟婁郡白浜町高嶋の全部

和歌山県西牟婁郡すさみ町口和深及び周参見下地の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部

四　第一種特別地域に次の区域を追加する。

和歌山県田辺市新庄町神島の全部並びに稲成町、新庄町及び天神崎の各一部

和歌山県日高郡みなべ町鹿島の全部並びに東岩代及び山内の各一部

和歌山県西牟婁郡白浜町四双島、トウゲ島、塔島及び畠島の全部並びに大字なし地域及び才野の各一部

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住江須之川、周参見下地及び見老津の各一部

和歌山県東牟婁郡串本町安指横島及び田子双島の全部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部

五　第二種特別地域に次の区域を追加する。

和歌山県田辺市目良元島の全部並びに秋津川及び上秋津の各一部

和歌山県日高郡みなべ町堺及び山内の各一部

和歌山県西牟婁郡白浜町大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置の各一部

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住、江住江須之川、口和深、里野、周参見小泊、周参見下地、見老津及び和深川の各一部

和歌山県東牟婁郡串本町安指、江田、田子、田並及び和深の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部

六　第二種特別地域から次の区域を削除する。

和歌山県新宮市佐野の一部

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地の一部

和歌山県東牟婁郡串本町出雲及び潮岬の各一部

七　第三種特別地域に次の区域を追加する。

和歌山県田辺市秋津川、稲成町、上秋津、新庄町、天神崎及び目良の各一部

和歌山県日高郡みなべ町気佐藤、北道、芝、埴田、南道及び山内の各一部

和歌山県西牟婁郡白浜町大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置の各一部

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住江須之川、口和深、周参見小泊、周参見下地及び見老津の各一部

和歌山県東牟婁郡串本町江田及び田並の各一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部

八　第三種特別地域から次の区域を削除する。

和歌山県東牟婁郡串本町出雲、串本及び潮岬の各一部

九　次の海域公園地区を追加する。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| みなべ海域公園地区 | 和歌山県日高郡みなべ町埴田、東岩代及び山内地先 |
| ショウガセ海域公園地区 | 和歌山県日高郡みなべ町地先（ショウガセ周辺） |
| 田辺白浜海域公園地区 | 和歌山県田辺市新庄町、天神崎、芳養町、芳養松原及び目良並びに同県西牟婁郡白浜町堅田地先<br>和歌山県西牟婁郡白浜町大字なし地域、才野、塩野、椿、富田、中及び日置地先 |
| 枯木灘 | 白浜・日置海域公園地区 |